

企業からの聞き取り調査

—農業分野における障害者雇用を考える—

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 内木場雅子 (008956)

キーワード3つ：農業分野・障害者雇用・働き方の配慮と工夫

1. 研究目的

「農業分野」には、農業の事業（取組）における農産物の生産・加工・販売と、それらに付随する業務がある。農業における障害者雇用（平成28年）は、実雇用率が2.32%、法定雇用率¹の達成企業の割合が64.4%で、全産業の1.92%、48.8%を上回る状況²にある。

そこで、本調査研究では、農業における障害者雇用の実状とその広がる背景を把握し、企業に障害者雇用の進め方や必要な情報などを提供することを目的に、農業分野の障害者の雇用事例を把握することとした。

2. 研究の視点および方法

今回の調査では、農業分野の事業を行い、かつ、障害者雇用を行う企業等（就労継続支援事業A型は除く）を対象に、聞き取りを実施し、企業が農業分野で障害者雇用を始めたきっかけや取組、農業特有の作業環境や働き方を踏まえた配慮事項等を把握、整理した。

3. 倫理的配慮

聞き取り調査の結果は、関係法令及び当機構の規定に基づき、厳重に管理される。

4. 研究結果

農業分野の事業で障害者雇用をする企業等を選定し、企業の概要と障害者雇用の状況、農業事業の取組と障害者の働き方（職務）、地域との関係等を聞き取った。障害者の職務には、「通常の栽培管理とそれに付随する業務」³がある。雇用や就労に向けた取組の例としては、次のようなものがみられた。

①業務配置は、少人数のグループ作業として、能力・体調・対人面での状況や課題に応じて柔軟な配置をすることで、苦手な部分を補完し合う。②目標化を設定して意欲やモチベーションを維持するとともに、人間関係のトラブルを予防し、体調に応じて業務内容・

¹障害者の雇用の促進等に関する法律により、民間企業に義務づけられた障害者の法定雇用率は2.0%である。

²厚生労働省（<http://www.mhlw.go.jp/>）参照。

³「通常の栽培管理とそれに付随する業務」とは、土づくり・播種・植付・水やり・剪定・収穫・選別・除草・土壌の入れ替え等と包装・箱詰め・運搬・洗浄・清掃等をいう。

業務量を調整する。③業務範囲は、業務内容を細分化、又は単純化、固定（限定）化することで障害特性に合わせ、場合によっては、職務の範囲を広げるためには新たな業務（仕事）にチャレンジさせる。④業務体制は、常に複数の人員で作業ができるようにする、全員が同じ業務をし、役割分担をして作業をする、不足する労働力は短期的に外部から受け入れる。⑤支援・指導体制は、グループ内、又は近くに本人を指示・指導する者を置き、場合によってはマンツーマンで指導を行う。⑥作業環境は、管理者がどの位置からも働く障害者が見える設計にし、安全講習を実施する。⑦働き方に関する本人の希望を叶え、生活面のサポートと保護者とのつながりを作る等の工夫をする。⑧精神障害者には、体調が悪い時は休養、複数体制で対応、無理のない働き方にする等の配慮をする。⑨障害者の待遇では、正社員のものもあり、就労条件や業務に応じて待遇は調整されている。

企業等の実状を見ると、①両者とも生産・販売が多く、一般企業⁴には、農林水産省の「六次産業化認定」⁵を受けた企業もある。②両者とも障害者雇用には実習等を経て採用することが多く、そのうち子会社等⁶では殆どが単独通勤を採用条件にしている。③両者とも指導者や働き手として地域の農業者等を取り込んでいる。④広く整備された農地の確保に腐心している。⑤雇用後は内外の支援を活用している、⑥生産量と安定した販路先の拡大を望んでいる。といった共通する特色のある事例と課題がみられた。

今回の結果ではほぼ全ての企業等が本人の能力や適性に合った職務と工夫・配慮のある働き方を障害者に提供していた。しかし、子会社等は、主は生産と販売で加工は殆ど行われず、また、黒字化の厳しさを回答したところもあった。一般企業は、多くが生産と販売で、中には六次産業化認定後も黒字化に腐心する回答もあった。農地法で農業生産法人ではない子会社等が農地で農産物の生産を新たに開始することは元々容易ではなく、また、子会社等は親会社の意向や定款の範囲内での事業活動から取組に制限を受けやすいと考えられる。

5. 考 察

企業等による農業分野への取組は、障害者の職域と働き方の幅を広げる可能性があるが、農産物の加工には新たな経費と技術、販路等を要し、生産・販売に並行して行うにはハードルが高いことがわかる。そこで、例えば、①業務（必ずしも農業分野である必要はない）と働き方の年間の平準化をすること、②農業の工業化を目指すこと、③地域で物流システムを確立すること等、多くの企業等が主とする生産と販売を中心に支援することで、農業分野の職務と働き方や、待遇等の支援に繋がる可能性があるのではないかと考えられる。

⁴農業分野の事業後、障害者雇用をしたグループ（一般企業）

⁵六次産業化・地産地消法に基づく農林水産省による総合化事業計画の認定をいう。

⁶障害者の法定雇用率の達成を目的に農業の事業を開始したグループ（子会社等）